

国文学研究資料館所蔵『中臣祐臣記（正和五年）』（下）

土山祐之
藤原重雄

【翻刻】（三五号より続く）

九月

一日、御神事如例、社司時実・延親・祐殖・祐臣、

若宮役祐臣、役送祐殖、手長氏人祐堪、其外祐照、

白杖以下北郷、

一、今朝延茂・祐堪参寺家、吉田大領時米事、又一昨日廿九日、

呵責之使者入申候、両度マテ乍召立使者、又如此入申候条、以外

也、所詮今日御供可闕如之由、自領家御状持参也、寺家御

返事^(云)、昨日自領家方被申之間、朝舜^ニ被尋下候処、今度

事、不存知由申之間、以状可申之旨被仰了、先今日御供ハ相構

可調進之由、被仰候間、御供ハ調進了、若小目代非下知、使者

入申候間、其後使者等ヲ可有御罪科候、又小目代背一兩度

之御下知、放入使者候者、彼又難達其名候哉旨申入了云々、

一、今日辰市沙汰人等中、本旬御供一前酒瓶子^{代七十八文}、

下行、初任之時、拜賀^{トテ}兩大行事御沙汰之由、令申之処、

正応二年五月十一日ノ日記ヲ見出之間、下行了、

二日、天満祭四種肴事、在地人等申間、今年者難治候^テ、

返答之処、頻事闕候、所詮一種ノ半分ヲ可致沙汰之由、歎
申之間、権預殿^{祐世}相合テ一種致沙汰了、蓮也、

三日、吉書到来、正預披露、

勸学院政所下 使鑑取重安、春日社

可早任先例勤行恒例神事等事

右神事、任先例宜勤行之状、依 長者宣所^(道平)

仰如件、不可違失、謹言、^(故下)

正和五年八月廿八日

知院事左衛門権少尉高橋^{在判}

别当石少弁^(藤原)隆泰朝臣^{在判}

九日、会如例、社司時実・能春・祐敏・祐益・祐殖・祐臣、

御供神戸^{行春}、小田中^{春名}、三橋^{行春}、伴田^{春名}、西殿^{行春}、

若宮御幣役行春・春名等也、

舞楽・相撲等如例、^(東床、時実氏人二人、西床、能春氏人等)

若宮^(祐)經臣、氏人祐堪・祐照、

十一日、御神事如例、社司時実・祐敏・祐春・祐殖・

祐臣、

若宮役祐臣、役送祐殖、手長氏人祐堪、其外祐照、

白杖以下北郷、

〔31才〕

〔31ウ〕

〔32才〕

十三日、自一乘院殿被召、奉行西御門大式寺主也、自去十

一日為若宮御祭、始精進候、以御状可被 仰下候歟、又何様ニモ

可參承候者、隔人ヲ可參承候由令申之処、さらハ前（春カ）

司殿可被參云々、但奉行者被替少納言法眼了云々、（宗信）

仍奉行。改之上者、祐臣參了、彼法眼宿所ニテ対

面被仰旨、自京都密々被仰大事之御祈禱候、南円

堂御千度被勤仕テ、御願成就之由、能々可被申祈禱

云々、御返事申云、先返々畏入候、凡此院家内々御祈

事、曾祖父祐茂勤仕之間、至于祐賢無相違候処、

祐賢之末さまより大社御祈所ニ被仰付候間、愁訴

相殘候テ、送年序之処、御師能長除替之刻、以一巻勘

例伺申入候処、今年正月両御方御參籠御退出之時、

若宮祝役女古蒙仰候、勤仕之刻、御季頭隨日御宮

廻之時蒙仰候了、今又如此被仰下候之条、殊畏存候、

能々可勤仕候、日次ハ十八・九日之程ヲ可被計下候ト申

候了、其後大式寺主三人ヲ隔テ乍立対面、此事畏

十六日、千度御布施米可為式拾石、且拾石被下候、以車請取了、

車力百文、塔内状、

就太田庄間事、可神人下向事候、今日ハ神事候、

明日ハ未明ニ可下向事候、相構々々不被処上閑、委

細可有御下知候、神宮預方へハ申下候也、恐々謹言、

九月十七日

若宮神主殿

同夜々宮如例、委細在本記、

十七日、御祭如例、委細同前、

一、同日、自塔内殿御状ニテ、明日吉田庄下向之料ニ、神人一人可差給

云々、御状在之、

十八日、今日為南円堂御湯仕之、予今日大廻、宿所私館也、

神人三人、下人以下十三人也、予給、

同日朝而在之、

廿日、自衆徒以中綱忍与、播州大嶋庄神人有可差下

事、可用意、定日ハ名主修理亮可申ト、

廿一日、御神事如例、

同日、自学侶河内国炭山庄三方神人三人、依地頭入部事、

可差下、一膳一井房へ可差遣云々、

同夜、御神楽如例、若宮役祐臣、役送祐殖、

大行事奉幣、若宮祝祐臣、御幣備進役

祐殖、参会候故也、先例也、

廿三日、自殿下被召、長者宣去廿一日々付也、而今夕西刻

到来、不審、両惣官ハ去十九日長者宣被召云々、

廿四日、南円堂御千度無為勤仕候、七ヶ日間無風雲之難、

神慮令然歟、大廻勤仕テ罷入宿所之処、自御所

御申上被送之、御幣五帖・膝突布一段・御録被物

一重也、

御結願之料、御幣五帖・膝突布一段并緑被物

一重被遣之候、恐々謹言、

九月廿四日

若宮神主殿

御結願之料、御幣五帖・膝突布一段并緑被物

一重謹下預候了、能々可啓白仕候、以此趣可有

32ウ

33ウ

33オ

34オ

御披露候、恐々謹言、

九月廿四日

若宮神主祐臣請文

同日、法眼宿所罷向申对面、御千度無為無事、能々

勤仕候了由申候、此由只今参候可申入候て、大式寺主ニモ

門ニテ对面、畏申了、

廿五日、千木事、供目代ニ愚狀勘例付了之、委者在彼記、

廿七日、予上洛申刻、京着即弁殿右少弁光繼上洛之由申候処、

御出云々、

廿八日、朝狩衣ニテ弁殿宿所罷向之処、殿下御所へ

可参会云々、仍已刻、参御所、束帯、雑色一人・下人四人、

殿下太秦ウツマサへ御出云々、還御之時又参上、弁殿戌刻被参、

若宮神主・正預代官能藤参上之由、以内奏被申之

処、明日可共参云々、

廿九日、早旦参入、祐臣・能藤参上之由被申入、猶時美神主上

洛之時、一度ニ被仰之由、被仰出之間、祐臣訴申云、応

召最前自体参上之処、被待遅参之条、不便次

第候、先蒙仰可下向之由、種々申入候間、さらハ先

可被仰ト被仰出云、当社神人処々入申候条、以外

事也、當時于十余所在之云々、此条可停止之、向後

又依衆徒等之下知差下之時者、如先年可言上子

細、且誰カシノ衆徒之下知候ト同可言上云々、次

経清超越泰平之条、何様御沙汰哉、次祐殖依

辞申文儀、超越数輩之条、又何様次第候哉云々、

予御返事申云、神人処々下向事、當時下向分

穴凡ニ不存知、向後下向之時、可言上子細、畏所候了、但

正安御沙汰之時、毎度両惣官令言上候了、次誰カシ

〔34ウ〕

ノ衆徒ノ沙汰云事、難注申候、其故者、自大湯屋

以下所司□事候間、社家存知名字事、都以難治子

細候、次経清・祐殖事、先々代沙汰之次第、不存知仕候、

但先規有無など可注進候由、被仰下候者、下向之後、

可勘見記録之由申了之、条々被聞食候云々、

同日、弁殿御状ニテ維摩会御下向ニ、人夫・伝馬可進由、被

仰候間、当職者不致沙汰候由、申御返事了、

十月

一日、予下向、旬御供ニ社参了、若宮役祐臣、役送氏人

祐堪、其故者、在上洛候間、神主参若宮之処、馳参候間、

婦了、社司三人也、

同日、能藤も下向云々、

二日、祐殖上洛、

三日、神主時実・能藤上洛云々、

同日、両宮所司来申云、清水庄ニ被立神木事候哉之由、不

審之間、不存知候由返答了、

四日、自松林院御幣一帖・一連被送之、御弟子遂業

御勤日云々、

五日、彼御弟子御参社、一帖・一連被送之、代官祐堪参了、

七日、学侶集会ニ千木事治定之由、自北戒壇状給之、

加利分雜掌可引募云々、

同日、祐殖下向、職事無為也云々、

十日、自供目代以状、上洛神人、坪江郷マ、除林寺領等神人

可差下云々、彼状別紙ニ在之、

一、同日三川長山殿神馬一疋糟毛引献之、熊野山河へ

参詣候て、以祐堪申上候、去春花下連歌之時、始知人

〔35ウ〕

〔35オ〕

〔36オ〕

也、
九日、菅原殿御奉幣、自去一日御參籠、御退出之時也、

大社祝神主代官時尚符衣、可為束帶、不可然之由御問答

云々、然而俄難改問、随役了云々、祿物一領歟、
膝一段、神主之館御參籠之間、被仰候歟、

若宮役祐臣束帶、引尻、賜御幣立婦之時、經所端二天

交替膝、帰祝之後、拜屋北軒中程ニテ祿單一領

給之、即一拜了、

明日可有御奉幣候、祝師役事、可令存知給之由、
御氣色所候也、仍執達如件、

十月八日

法橋清舜

若宮神主殿

追申、

御宮廻時刻、可為西半刻候也、祝役

事可為若宮候、同可令存知給候、

請文
明日可有御奉幣候、祝師役事、謹承候了、早可存其

旨候、以此趣可有御披露候、恐々謹言、

十月八日

若宮神主祐臣請文

追申、

御宮廻時刻、可為西半刻、御祝役可為

若宮之由、同可存其旨候、恐々謹言、

十一日、御神事如例、社司祐永・祐世・祐敏・行忠・延親・祐殖・

祐臣、

若宮役祐臣、役送祐殖、手長祐堪、其外祐照、

白杖以下南郷、

一、同日神主披露 長者宣条々々、

〔36ウ〕

当社々司被加増人数及十二人事、為無神事闕如也、

而徒有人数之加増、動及所役之闕如之条、太不可然事、

旬日十二人社司悉難參勤、令結番一旬六人、必可令

參勤、若有重服輕服之輩者、可相語傍輩之社司、

且三ヶ度相続及不參者、可被処于罪科也、

三旬御供之時、所役社司等依不參、或氏人直備進、或

氏人兼行役送之条、不可然、且於三旬者、社司悉可令

參勤之処、近年各存如在致懈怠之条、不可然事、

於三旬者、氏人同悉可令參勤、於其勤否者、毎月

被召着到、随彼勤勞可被登用也、小神御供不備

社前、於御供所備進不可然事、番代神人等尤守結

番、可令給候〔祓〕宝前处、無其儀云々、為事実者、太

不可然、就中神〔編力〕殿守等乍居其職、徒令在国、都

不存社役之勤、サ二丁空忘職掌、不及參勤、於向後

者、且守結番、且存職掌、不可致懈怠、若於令闕如者、

嚴密可被行罪科、且又三惣官同相計、可被行其

科者也、

以前条々如此、守此旨、殊可令致其沙汰之由、被 仰下之

状如件、

十月八日

右少弁在判

春日神主館

一、同日教養院奉幣、御幣三帖・膝明日可被進之云々、

大社・若宮祝役予、束帶

十二日、又教養院奉幣、三帖・三連被送之、予狩衣

兩社祝申候了、

十三日、弁殿參、千木日時勘文事、委細申遣候了、次

〔37ウ〕

〔38ウ〕

〔38ウ〕

神人処々下向之時言上事、兩惣官如正安定注進之

歟、然者当方ハ參洛之時モ其由申置、別當殿（承）ハ

申、若御不審候時者、任正安御例、当職者不及

注進候由、可有御披露之由申了、兩条所了云々、

次上洛之時、人夫・伝馬被進哉之由被仰之、当職者

不致沙汰事候、何様可仕哉之由歎申テ、罷帰了、

其次ニ教養院ハ御遂業無為無事由、申入候処、

有御対面、以外悦被仰了、

一、此曉青女下向、黒田ノ蓮定房所勞之故也、

同日、自衆徒以中綱忍尊、玉作ハ神人五人可差下、

可存其旨、定日ハ神宮預可申候云々、

十五・六日兩日ニ、湯屋船等造之了、

廿一日、御神事如例、社司能春・経清・祐永・泰平・祐世・延親・祐益・

祐殖・祐臣、

若宮役祐臣、役送祐殖、手長祐堪・祐照、

過代・進弁殿状 案文 正和五三八（○コノ行、混入ナラン、

白杖以下南郷、

廿二日、塔内禪師御房御參社、大社・若宮祝役祐臣也、

御幣紙五帖被送送之、御初參也、シニフ、予、衣冠、

明日禪師御房可有御參社候、御奉幣事、可有御用

意候由、被仰候也、可為未初点候、恐々謹言、

十月廿一日 若宮神主殿

廿三日、禪定院被召、奉行 対 但威儀師 九条殿御領

河内国和田庄ハ神人下向事、若令存知哉云々、代官

祐堪不存知候由申了、

廿四日、朝正預廻文（研之）社解不及書面、

御造替間事、社解（善）具如此、可細見状候歟、無着（差）

事候者、可有御著候哉、恐々謹言、

十月廿四日 執行正預能春

謹上 中臣権官御中

若宮神主殿同有御加署候也、恐々謹言、

又別紙廻文ニテ、昨日院家御尋ノ和田事、各存知哉

否在之、

廿五日、今日自黒田上洛、

廿六日、塔内殿酒肴持參之、酒二斗、鯛一懸、生芋（卷一折、料子せム一、梨子、葵、桶等也、）

廿七日、禪定院殿ハ和田事申候、

預御尋候河内国和田庄神人下向事、不存知仕候、

以此趣可有御披露候、恐々謹言、

十月廿七日 若宮神主祐臣

廿九日、朝、自未季頭衆以承仕春相、和田庄ハ神人可差下、

若宮重吉可差給云々、神主方一人・若宮一人、二人

して申之間、為二人者正預方可被召候、三人之時、若宮

可差遣之由申候了、

同日、自 禪定院殿和田庄ハ神人不可差下、若於未季

頭有申旨者可參、申入委細可有御問答云々、仍清

方ニ重吉無左右不可下向旨、内々可相触之由申候了、

一、同夜參川長山判官代自懇望參社、二結送之間、若宮

拜屋ニテ対面了、雜紙二十帖宿所ハ遣之、種々契約了、

壬十月 一日、御神事如例、社司能春・泰平・祐世・祐敏・行忠・延雜（親）・

祐殖・祐臣、

快專奉

（39ウ）

（39オ）

（40オ）

（40ウ）

若宮役祐臣、役送祐殖、手長氏人祐堪・祐照、
白杖以下北郷、

四日、自衆徒以永舜、禁野闕候者、東室・東金堂・廻廊

札所候、彼闕ニ若有子細者、東野社領等可見続

之由、可加下知云々、

五日、自未季頭衆以承仕順忍、駿川守撰津国御社領（河能長）

置質物候間、深蓮房五師立点札之处、拔寄（棄）テ苅取之

間、以外可及其沙汰候、近日神人ヲ可差下候、可有用意候、

次菊蘭大納言深業房沙汰ニテ、葛上へ今朝三方神人

三人可差下候、可差給之、若宮ハ春岩ヲ可差給云々、次西方院大納言深業房沙汰

ニテ櫟本神人ヲ可差遣候、其も若宮ニハ春岩ヲ可差

給云々、

同朝交野へ重経下向、下文ハ案文ヲ自衆徒被出間、

其定ニ書下了、彼案文在別紙、

同日、坪江上分請取之、但米ハ以和市代物ニテ可謹請、

坪江上分事下行トテ未被下行、同十七日、木ニテ下行、器物小長合也、

合

綿 二十両

八木 朧石

右、若宮御分謹所請如件、

正和五年閏十月五日

自体備進候了、

八日、申刻、四御殿北ノ西ノ千木令落給了、鳥居之時、

令推給云々、九日言上云々、

十一日、御神事如例、社司祐永・祐世・祐敏・延親・祐殖・

祐臣、

若宮役祐臣、役送祐殖、手長氏人祐堪當番・祐照、
白杖以下南郷、

今日日本旬御供松林院進之、

十七日、大將（藤原公茂）美重子息、拜賀立社、祝役御師泰長代官氏人

泰方、東帯、神馬、拜殿神樂十貫文云々、

廿一日、御神事如例、社司祐永・祐世・祐敏・行忠・延親・祐益・

祐殖・祐臣、

若宮役祐臣、役送祐殖、手長氏人祐堪・祐照、

白杖以下南郷、吉田御供両方寄合テ勤仕之、

一、自衆徒以中綱禪智、河内国田上庄へ三方神人

一人宛可差下、神人可用意、委細事名主可申之

云々、

廿九日、次預大和国油河庄事、連署取之、

十一月

一日、御神事如例、社司時実・祐永・祐世・祐敏・延親・祐益・

祐殖・祐臣、

若宮役祐臣、役送祐殖、手長氏人祐堪・祐照、

白杖以下南郷、

同日、御八講、七年秋延引分云々、委細在本記、

五日、春日祭如例、御供已上十六度、

開御藏奉出神宝役正預能春、役送権預祐殖、

手長氏人能藤、但開御藏事、大略祐殖勤仕之、次

奉開神殿、備神宝役同前、其も二・三ヶ殿ハ能春奉

開之、三・四ハ祐殖奉開之了、

若宮役祐臣、役送祐殖、御鑑役氏人祐堪、奉備

神宝事如例、今度御鑑殊安（ト）令開候了、

（41オ）

（41ウ）

（42オ）

（42ウ）

社司列參若宮如例、

上卿、弁南曹、光範内侍、祭次第如例、

社司

時実・能春・祐永・泰平・祐世・祐敏・行忠・延親・祐益・祐殖・祐臣、

六日、神宝奉納、如例、

一、昨日五日、鞆田権源次補神人了、

八日、御八講如例、当年春季分、委細在本記、

十日、（藤原為世）民部卿殿・宰相中将殿・為定御下向、懷紙三首、御披

講、船戸屋、寺家御沙汰也、同酉下御奉幣、膝突、白

布一段、神馬黒栗毛、大社引進之、宰相中将殿御分也、

御幣代五百文被進之、

同夜、亥刻、三首歌御披講、講師為定、誦師為藤、会

衆民部卿殿・寺家得業御房・禪師御房・祐春・祐親・

祐臣、披講之時、皆円座令着給、披講以前三十首

誦歌在之、民部卿殿五首、為藤四首、其外三首つ、也、

即日披講也、

十一日、御神事如例、巳刻、若宮役祐臣、役送祐殖、手長

祐堪、御供最中民部卿殿御參社、

其次御座始行如例、

社司

時実・能春・祐永・祐世・祐敏・行忠・延親・祐益・祐殖・

祐臣、子刻、民部卿殿御上洛、曉御対面、今度披講事、

定円法橋有夢想事示給之、自愛云々、

十五日、玄禪房得業対面、淀関務少輔房今、不致少

汰、其故者、善願上人三ヶ年申請之間、当寺領状有

□致沙汰、此上者、学侶も自社家此由可触申、雜

掌も以申状申之云々、

十七日、御神樂如例、若宮役祐臣、役送祐殖、若宮大行事、

奉幣役祐臣、大社権預祐世、衣冠能古代官歟、

十八日、矢田寺へ御參詣、亭・予・祐秋・祐堪・大式公御青女

等也、西京ニテ飯室座衆構之、

十九日、春岩出仕止之事、三木田へ可差下由、加下知之処、

種々難渋之故也、

同日、春松丸諫状進入東北院了、

廿一日、御神事如例、社司時実・祐永・祐世・延親・祐殖・祐臣、

若宮役祐臣、役送祐殖、手長祐堪・祐照、

白杖以下北郷、

一、今日祐常修理亮除書披露、殿下御教書同披露之、

廿二日、阿古女重申状、自東北院到来、同日下春松丸之、

但弁寺主共ニ他行、妻ニ委申含了云々、

一、同夜寺家西南院、御辞退云々、

廿五日、参花林院、御寺務事畏申入了、奉行弁寺主、只

今人ニ御対面、追可披露云々、此御事、一昨日自上被

仰下之間、昨日御出候、今日なと、長者宣到来候歟

云々、今度も見參不被書候者、延慶三年ニモ不被書

之也、

十二月大

一日、御神事如例、社司能春・祐永・祐世・祐敏・延親・祐益・祐殖・

祐臣、若宮役祐臣、役送祐殖、手長祐堪・祐照、

〔44才〕

〔44ウ〕

〔43ウ〕

〔45才〕

白杖以下南郷、

一、旬御供以前寺家一乘院良一信御参社、大宮祝祐殖、衣冠

昨日当番之故云々、但先立テ神主方へ被仰下歟、氏人師定自今朝参儲云々、当座祐殖伺申候間、蒙仰云々、

若宮祝祐臣、東帯昨日為弁寺主奉行、明日巳、初点

可有御参社、可勤仕之由被仰下了、録両録膝突

無之、御幣指ハサミ也、

二日、印鑑被渡之、

四日、薬師院賢信房来申云、帟一神殿守水尾事（屋カ）ニ、

用途ヲ沙汰云々、今二貫五百文不致其沙汰候、（者脱）可致勘

当由申之間、領状了、即加下知了、自六日番等職

事ニ申付了、

八日、自黒田使者来、蓮定房昨日事切了云々、重服

御籠ノ西（屋）、軽服祐壘・祐照・□□□、等御籠也、

十一日、御神事如例、社司祐永・祐敏・延親自下第三職・祐臣、

若宮役祐臣、役送延親、手長氏人延茂、

若宮ニハ祐成（祝）祝候、

十九日、宗春免除了、此間番役ハ職事ニ加下知了、春名

種々ニ雖申之、日記等未見開也、

廿日、河口庄和布等請取之、

謹請 河口御庄上分事

合

和布 二帖

苔 二卷

右、若宮御分請所請如件、（謹）

正和五年十二月廿日

若宮神主祐臣判

廿日、自衆徒以中綱琳智、南円堂仏聖供米事、

明日三方神人十人可差上京都云々、

廿一日、御神事如例、社司祐永・祐敏・行忠・延親・祐益・

祐臣、

若宮役祐臣、役送氏人祐成、（旬御供之時ハ、祐永・延親許参候間、不参若宮）

白杖以下南郷、

一、御ス、ハキ如例、但祐成雖参祝、若宮予勤仕了、

今年懸物数多、御鏡二面奉下之、

一、自今日御八講始行、委若在本記、

廿五日、阿古女重申状自北乘院給之、同廿二日朝春松丸（東北）

下遣之、同廿七日春松丸来申云、此事 内山殿（尋道）

御寺務之時、被合御評定、春松丸得利了、今度訴

訟事も、先度 内山殿へ申入了、又 内山殿へ申入之後、

可陳之由被仰出候者、可採申候も、弁寺主御房申遣（由）

被仰候云々、

十八日、自衆徒以中綱忍尊、河内国福正庄者、当社御納

領所候間、名主大膳（亮）寄雖催促不叙用候、若自名

主方三方神人可差下之由相触者、可加下知（候脱）ニ候□

廿九日、春岩免除了、

晦夜、々居御供二度如例、一度ニハ鏡在之、若宮役祐臣、

氏人祐成、自今夜参籠、

正和五年日記 若宮神主祐臣

（花押影）

（46才）

（以下白紙）

（47才）

（45ウ）

（46ウ）

【解題】

所蔵者登録書名「春日神主祐臣記」〔ヤ二一・一四五〕。袋綴一冊。墨付四七丁。表紙外題「春日若宮神主祐臣記正和五年四季」、右上に「貞」と打付書き、貼紙「春」。表紙裏反故紙に正徳二年（二七一五）七月の年記あり。旧表紙「祐臣記／正和五年」、祖本表紙写「愚記第四 正和五年」、末尾「正和五年日記 若宮神主祐臣（花押影）」。春日若宮神主を勤めた中臣姓千鳥家の祐臣（一二七五〜一三四二）の日記で、正和五年（一三二六）正月一日から十二月晦日の記事を収める。近世写本であるが、他の祐臣記原本（ただし史料編纂所影写本『春日神主祐臣記』〔3073-22〕正中二年記による）と比較するに、書体・体裁をも意識した良質な写しとみられる。永島福太郎『春日社家日記』（高桐書院、一九四七年）三〇・三一頁によると、千鳥家には正和三年・同四年・文保二年（一三二八）・正中二年（一三二五）の自筆本四冊が存し、順に二・三・六・十三の冊次番号が付くという。この正和五年の日記写には「第四」とあり、冊次も対応する。社家日記からの抜書類にこの正和五年の記事も含まれるようであるが、一年間を通じて完存する写本は貴重である（後述の柳原紀光が参照した本は未確認）。春日社の社司制度は、大中臣方の神主、中臣方の正預・若宮神主が三惣官として上層部をなし、若宮神主の千鳥家による世襲が鎌倉時代に定着する。本所影写本ともども、書名に冠するのであれば、春日神主ではなく、外題の春日若宮神主（もしくは春日社司）が適切である。

祐臣については、家集『自葉集』に関する久保木秀夫氏の研究¹⁾に詳しいが、諸補任等を統合した大東延篤編『新修春日社司補任記』（春日宮本会、一九七二年）から引用する²⁾。

祐臣 すけおみ（千鳥） 祐春一男 若宮神主正五位下 木工助

正和二年八月七日補任若宮神主、三十九歳、氏人五郎 関白近衛家平公、父祐春讓也、同月十三日遂神拜、神木入洛間社司等祇候法成寺之為、大社祝権預祐敏、六郎 若宮祝忠公、七郎 申之、神主時実未拜賀、正預軽服中也、曳物両惣官三貫文宛、権官百疋宛、祝師二貫文宛、在膝突、八種御神供備進之、康永元年十一月廿二日温病ニテ卒去、六十歳 治三十年、

和歌の浦に跡つながら浜千鳥 名に顕れぬ音をのみぞ鳴く玉葉集
叙位年次不詳ナルモ治世中、御幸、神木御動座多々御沙汰ヲ拜セシ歟、正和二年八月十六日御帰座、神木入洛 同三年二月十九日後宇多法皇准后永福門院 御幸、同年八月十四日御帰座、神木入洛 元徳二年三月八日後御醍醐院行幸、元弘元年八月廿九日同院法皇 御幸、暦応四年八月十九日御帰座、神木入洛 治動座、

正和二年に祐春からの若宮神主讓補を安堵された文書は、天理大学附属天理図書館所蔵「代々申状案」³⁾および本所所蔵『春日社日記』〔貴88〕⁴⁾二に含まれる。ここでも引かれるように、祐臣はむしろ歌人として知られており、その方面での事績は久保木氏の研究を参照されたい。本写本についてもすでに小川剛生氏による紹介⁴⁾があり、内容が他で知られず、祐臣の自筆本を忠実に写したものと推測され、史料的な価値の高いことが指摘されている。ただ原本の字形を模そうとしたためか、かえって判読が難しくなった箇所も少なくないように思われ、必ずしも南都周辺の事柄に精通していた人物による書写とは思われない傾向も見受けられる。また「之」「候」などの区別が困難で、落ち付きの良い方で翻刻した箇所が多数ある。画像が所蔵館の「国書データベース」より公開されており、本翻刻の利用にあたっては吟味されたい。

全く内容の知られなかつた日記ではなく、柳原紀光編『続史愚抄』正和五年条には「祐春記」を典拠とする記事があり、比較すると本年の

『祐臣記』に拠ったものと判断される。⁽⁵⁾春日大社所蔵『永正十四年古記抜書』[日一八]（謄写本『春日社旧記抜書』[2012-31]に所収）には、「祐臣記」正中二年後正月十四日、四月十日条を引いている。また個人蔵「正和五年／旧記写」一冊として、十月十一日条の長者宣に関する記事を抜書したものがある。

近世における春日社司日記の転写時に作成された目録にも、本年の『祐臣記』の所見がある。『祐範記』^(六一九)元和五年記の末尾に附載される一丁分のものである。⁽⁶⁾

養和二年ヨリ文治二年マテ旧記 中臣祐重自筆 一冊

* 原本・千鳥家蔵…『統群書類従』卷三十九「春日社司祐重記」

嘉吉二年壬戌祐時卿御記^{四季分} 権預中^(虫損形を写す) 一冊

* 原本・春日大社所蔵「日一四」（大東家旧蔵か）

明応六年記 一冊

* 原本・個人蔵…『統群書類従』卷四十一「明応六年記」春日権

神主師淳

至徳二年記 権神主師盛 一冊

* 『統群書類従』卷四十「至徳二年記」

文明十五年師順記 一冊

* 原本・個人蔵、写本・内閣文庫三種、勸修寺家旧蔵記録

慶長十年乙巳記 正預従四位上中臣祐範 一冊

* 原本・春日大社所蔵「日一七九」…『統群書類従』卷四十二「春

日正預祐範記」

元和五年己未記 正預従三位祐範判^{七十八歳} 一冊

* 原本・春日大社所蔵「日一〇一」…『統群書類従』卷四十二

「春日正預祐範記」

右之分、御写^{二成}、

正和五年祐臣記 若宮神主家 一冊 * 写本・国文研蔵

明応八年記 一冊 * 原本・個人蔵

寛正四年記 一冊

大永八年移殿御神事記 一冊

* 原本・春日大社所蔵「造宮一三」カ

嘉元三年 祐春記 一冊

* 原本・千鳥家、写本・内閣文庫、勸修寺家旧蔵記録

応永六年社頭日記 権神主大^{一ヶ条御写し二成}中臣師盛 一冊

徳治三年御動座記

* 原本・春日大社所蔵「日一二」…本誌二五号 一巻

右之分、御写し^{二成}、

応永十年秋冬之分 一冊

右同断、

この書写事業の経緯については未検討だが、⁽⁸⁾正和五年記の写本が作成され、それそのものが転写本かが伝わったのである。また陽明文庫所蔵『若宮神主家蔵記録之目録』^{(正和(年之日))}「一般文書目録95798」には、「祐臣日記等之分」として「一、同五々々々記 一々同六十二丁」^(冊)がみえる（尾上陽介氏御教示）。写本とは丁数にやや違いがあり、改丁位置までを写しているわけでないことだろうか。より降った時期の春日大社所蔵『連氏蔵書再校目録』^(目一四)「史料編纂所写真帳 [617065-4-85]」に正和五年記の所見はない。

* * * 内容面に言及する紙幅がなくなつたが、若干触れておく。人名比定に関連して、一乗院門跡として記述されそうな人物に良信・良覚の子弟二人がいる時期になる。⁽⁹⁾良信は本年十一月二十五日に三度目の興福寺別当

となる（『興福寺別当次第』四）。四月九日条で「一乗院殿」が春日八講の季頭を勤めているが、『大乘院日記目録』同日条では「一乗院新僧正」とあって、弟子の良覚に比定される。正月九日条以下にみえる「菅原殿」が良信で、『経覚私要鈔』寛正二年（一四六一）四月十三日条に、長者宣下行物の先例が引かれ、「元亨四年（一三二一）五月菩提山殿（大乘院慈信）、同年八月菅原殿（良信）」と比定され、陽明文庫所蔵「弘安九年日記抜書断簡」[一般文書目録 25603]には「故菅原殿御着服事」という記事があり、弘安九年（一二八六）六月十四日に没した興福寺別当の一乗院信昭に関することとみられる。菅原殿は喜光寺で、建治元年（一二七五）に信昭から叡尊に末寺として復興が委ねられるとともに、門主の隠居所、門跡の墓所となっていた。⁽¹⁰⁾同じく正月九日条「奈良殿」は、一乗院門跡経験者で存命中の人物のようで、覚意となるか。大乘院門跡の方も門主経験者が複数おり、門主の覚尊と十二月二十五日条「内山殿」尋覚との間で確執がある。⁽¹¹⁾蛇足ながら興福寺僧では、八月十二日条「隆見房得業」は、建武元年（一三三四）三月の中御門逆修に際して造立された地藏菩薩像内に納められた印仏に過去者として名がみえる。⁽¹²⁾

記事のなかでは、十月十一日条に引かれる社司の旬日参仕励行の長者宣は、当時の奉仕のあり方が知られる文書である。社司は十二人に増加したが旬祭への不出仕が目立つようになり、各旬日ごとに六人で結番するとともに、罰則などの規則を定めている。千鳥家が一乗院門跡の御師を勤める由緒に関わるもの（正月九・十一・十八日、七月二十九日、八月四・五日、十月九日条）やその生家である近衛家の祈禱であろうか、七ヶ日の南円堂千度祓（九月十三・二十四日条）も注目される。八月十九日には関白氏長者の鷹司冬平による春日詣があり、当日は別記とされ確認できないが、準備段階の記事が多くみえ、若宮への金銀御幣につい

て訴訟もある。七月九・十五日に衆徒を訴えている嫌疑で祐臣は一乗院に召され、二十三日に京都の長者御所で弁明し、その間には若宮神主職の改替の動きもあつたらしく、二十九日に起請文を提出させられている。八月二十三日に冬平から二条道平へ関白が替わり（本記では二十二日条）、九月三日条で吉書が到来している。九月下旬に神人関係の案件で祐臣も上洛している。三月二十三日に正預能春・祐殖権預の補任があり、それぞれ後日拝賀の社参をしている。同三十日に祐殖は超越であると衆勸を蒙っているが、大衆による刑罰⁽¹³⁾でなく、氏人等による儀礼的制裁であろうか。その他、莊園・神人支配などに関わる記事は少なくない。すでに『続史愚抄』に要約されているが、三月十九日・十一月十日条の二条為世・為藤・為定ら一族の参詣記事は貴重であろう。また三月十四日条では祐臣は上洛し、「前司殿」（祐春か）が花下連歌に参加している（前号で「回達」に付した校訂注は削除）。十月十・二十九日条では、その際に初めて知った三河の長山判官代（能藤、『尊卑分脈』二巻四七二頁）が熊野詣にあわせて社参する際に手引きをしている。『祐臣記』正中二年記にも、三月四日条に「連歌衆来臨、出ク、リ所果等在之、花盛也、」あるいは同六日条に「上洛、為花下連歌也、」とみえて盛行がうかがえる。二月二十三日条には都の女性による長谷寺参詣、三月四日条には祐臣らの日帰りの参詣の記事がみえる。正月十九・二十六日条にみえる御山での弓場も、時世を写すものであろう。

祐臣の私事としては、二月六日に亡母の服が終わわり、白毫寺で仏事が営まれている。十月十三日条に妻が蓮定房所労のために黒田へ下向したとあり、十二月八日に逝去の報が届いて服喪している。十一月十八日条では、祐春・祐臣の一家で矢田寺を参詣しており、西京では飯室座（麴座）から饗応されている。

十月二十一日条の「過代 進弁殿状 案文 正和五三八」の一行は混

入とみられるが、原本の紙背文書の端裏書を写したのもかもしれない。春日八講の別記はいくつか残るが、十一月一日条に言及のある本年分は、影写本の範囲では確認できない。同じく若宮祭（九月十六日条）や若宮千木造替（九月二十五日条など）の別記、母の逝去にともなう「喪家中日記」（二月六日条）も確認できていない。なお閏十月八日条の第四殿千木落下に関しては、『統左丞抄』二に先例の注進状がある。

注

- (1) 久保木秀夫『「自葉集」と伝二条為道筆西宮切』（『国文学研究資料館紀要』二八、二〇〇二年）『中古中世散佚歌集研究』青簡舎、二〇〇九年、再録。その後、『自葉和歌集』古写本は『中世私家集』一一（冷泉家時雨亭叢書七五、朝日新聞社、二〇〇八年）に収められた。
- (2) 前注久保木論文でも抄出される、史料編纂所影写本『千鳥文書』[3071.65-18] 二「千鳥神主伝」は、一紙物で祐臣の履歴を記し、左引記事の素材でもある。
- (3) 『東京大学史料編纂所報』三六（二〇〇一年）六六・六七頁参照。
- (4) 小川剛生「日記・記録の写本について」（『国文学研究資料館編『古典籍研究ガイド』二〇一二年）四〇九～四一一頁。
- (5) 『統史愚抄』の二月十一日・二十五日、三月十九日、四月十一日、八月十日・十九日、閏十月八日、十一月五日・十日条が、『祐臣記』の同日条ないし前後の記事に拠るものとわかる。柳原家で編まれた『当家所持日記便覧』（宮内庁書陵部所蔵「三五一一八八」、本所謄写本『柳原家日記便覧』[2073-3991]）三の正和五年の項に「春日若宮神主祐臣記（四季）」と見えるが、当該の写本は確認できていない。ただし本稿で紹介した写本の表紙外題の筆跡は柳原紀光によるものである可能性があり、これが柳原家本であるかもしれない。
- (6) 国立公文書館所蔵（紅葉山文庫旧蔵）『春日記録』[42.1181] 七「元和五年乙未正月以来御神事次第」、同蔵（水野忠史旧蔵）『慶長十年乙巳

正月以来御神事之次第」[42.1181]、宮内庁書陵部所蔵『統群書類従』[43-2] 神祇部・卷四十二「春日正預祐範記」（慶長十年・元和五年）。なお「祐範記」は史料纂集として全文翻刻あり。

(7) 応永六年・応永十年の抜書は、前注写本三種の末尾、当目録の直前に収める。

(8) 『南行雜録』（謄写本[2071.60-1]による）や『統南行雜録』（謄写本[2071.60-2]）『統々群書類従』三に正和五年記の引用は確認できない。彰考館による南都史料調査の概要については、幡鎌一弘「権門寺社の歴史と奈良町の歴史との間」（『寺社史料と近世社会』法蔵館、二〇一四年）を参照。

(9) 高山京子『中世興福寺の門跡』（勉誠出版、二〇一〇年）第二部第一章ほか。

(10) 細川涼一「大和竹林寺・般若寺・喜光寺の復興」（『中世の律宗寺院と民衆』吉川弘文館、一九八七年）。

(11) 稲葉伸道『中世寺院の権力構造』（岩波書店、一九九七年）第六章、安田次郎『中世の興福寺と大和』（山川出版社、二〇〇二年）第三章。尋常の具注暦日記は正和五年を欠く。

(12) 藤原「中御門逆修」地蔵菩薩像の像内納入印仏」（『町田市立国際版画美術館編『救いのほとけ―観音と地蔵の美術―』二〇一〇年）二九・三〇頁。

(13) 春日社における「衆勸」については、清田義英『日本中世寺院法の研究』（敬文堂、一九八七年）第三章注二三がある。

(14) 宮内庁書陵部所蔵『壬生新写古文書底本』[45-1] 八二、『鎌倉遺文』二五九八五号。

〔付記〕本稿はJSPS科研費18H03583・24K00116による成果の一部である。翻刻の原稿を土山が、解題の原稿を藤原が作成し、相互に校正・確認した。校正にあたっては、ジョージ・ウォラストン氏のご助力を得た。